

## 財団法人国際耳鼻咽喉科学振興会設立趣意書

近年交通通信の進歩発達は、あらゆる方面に一大革命をきたしました。特に医学の世界においては国際化が急速に進み、今日では各国間の孤立時代から脱し、密接な国際協力研究の時代に入っています。

たまたま多年の懸案であった国際耳鼻咽喉科学会連合（以下 IFOS と略称す）が先年設立されてその本部が日本に置かれることになり、その会長、理事長が日本から選ばれ、その運営の実質を日本に委ねられたことは、全く前例のない画期的なことであります。このことは単にこの科学の学問的水準が世界に認められたものであるのみならず、広くわが国の国際的地位をも反映したものであって、誠に同慶に堪えない次第であります。然しながらその反面、この名誉と各国から寄せられた負託に対し、責任の重大なるを痛感せざるを得ません。

そもそも IFOS は国際協力によって、専門医学の進歩発達を計り、人類福祉の向上に寄与せんとする崇高な目的をもつものであります。しかしその本質は各国学会の私的任意機関であって、その基礎が財的にも薄弱であり、また法人組織でないため、わが国で事業を遂行する上において、幾多の制約を免れ得ません。由来、WHO（世界保健機構）とユネスコの援助により設けられた CIOMS（国際医学団体協議会）下には、この種の医学機関は 65 協会の多数に上りますが、いずれもその本部は欧米諸国に置かれ、本部所在国官民の好意と援助に依ってその使命が果されているのが実例であります。

このような状況にあって、IFOS 本部がわが国に置かれたことなどから窺われる国際的期待に報いるためには、耳鼻咽喉科学および関係分野に関する研究の国際的推進を図ることは極めて有意義であると考えられます。

今般、幸にして相当額の寄附金を得られたので、この機会にこれを基本金として財団法人を設立し、国際耳鼻咽喉科学の進歩発達をはかり、併せて IFOS を援助して本使命の達成を期する次第であります。

関係者はこの重大な使命を達成するために、あらゆる努力を惜しむものではありませんが、何分微力であり、遺憾ながら一般の好意と援助をお願いせざるを得ない次第です。

昭和 45 年 3 月

# 財団法人国際耳鼻咽喉科学振興会寄附行為

文部省委大第4の12号昭和44年11月24日許可  
同雑学第12の7号昭和55年6月24日一部変更認可  
同諸学第12の7号平成8年3月28日一部変更認可  
同諸学第12の12号平成10年9月7日一部変更認可  
同諸文科科3330号平成17年10月21日一部変更認可

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人国際耳鼻咽喉科学振興会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都文京区本郷3-4-5、ハイムお茶の水805号室  
におく。

## 第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、耳鼻咽喉科学および関連分野に関する研究の国際的推進を図り、も  
って学術文化の発展に寄与し、国際親善を増進することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 一 耳鼻咽喉科学および関連分野における国際的に有意義な研究に対する助成
- 二 耳鼻咽喉科学および関連分野に関する国際交流に対する助成
- 三 耳鼻咽喉科学および関連分野に関する国際的な調査ならびに関係資料の蒐集および  
提供
- 四 耳鼻咽喉科学および関連分野に関する国際的学術会議等の開催
- 五 その他目的を達成するために必要な事業

### 第3章 資産および会計

#### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 資産から生ずる収入
- 三 賛助員が毎年寄附する寄附金
- 四 その他の寄附金品
- 五 その他の収入

#### (資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- 二 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

#### (資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法を取り、理事長が保管する。

#### (基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、また運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

#### (経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

#### (事業計画および収支予算)

第10条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て毎会計年度開始前に文部大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

#### (収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、事業報告書および財産増減事由書とともに監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて毎会計年度終了後2ヵ月以内に文部大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書き及び前条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担または、権利の放棄のうち重要なものを行なおうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

#### 第4章 役員・評議員・顧問・専門委員および職員

(役員)

第15条 この法人には、次の役員をおく。

- 一 理事 10名以上13名以内(うち理事長1名および常務理事4名以上6名以内とする。)
- 二 監事 2名または3名

(役員を選任)

第16条 理事および監事は、評議員会で選任し、理事は互選で理事長および常務理事を定める。

(理事の職務)

第17条 理事長は、この法人を総理し、この法人を代表する。

- 2 理事長に事故あるとき、または欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序により常務理事がその職務を代理し、またはその職務を行なう。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行なう。

- 一 法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、

評議員会または文部大臣に報告すること。

四 前号の報告をするための必要があるときは、理事会または評議員会を招集すること。  
(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

(役員解任)

第20条 役員は、次の各号の一に該当するときは、理事現在数および評議員現在数おのこの3分の2以上の議決により役員を解任することができる。

一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他役員たるに、ふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第21条 役員は、有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(評議員選出)

第22条 この法人には、評議員15名以上18名以内をおく。

2 評議員は理事会で選出し、理事長が任命する。ただし、評議員は役員を兼ねることができない。

3 評議員には、第19条および第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員職務)

第23条 評議員は評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行なうほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問)

第24条 この法人には、顧問若干名をおく。

2 顧問は、理事会の議決により理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事会または理事長の諮問に応じてこの法人の運営について意見を述べ、および理事会に出席して意見を述べることができる。

(専門委員)

第25条 この法人には、専門委員若干名をおくことができる。

2 専門委員は、理事長が委嘱する。

3 専門委員は、理事長の命を受け、専門事項を処理する。

(職員)

第26条 この法人の事務を処理するため、必要な職員をおく。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

## 第5章 会 議

(理事会の招集等)

第27条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたとき、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第29条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 一 事業計画および収支予算についての事項
  - 二 事業報告および収支決算についての事項
  - 三 基本財産についての事項
  - 四 長期借入金についての事項
  - 五 第一号、第三号および前号に定めるものを除くほか、新たな業務の負担および権利の放棄についての事項
  - 六 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。
- 2 前2条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、前2条中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「」評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第30条 すべての会議には、議事録を作成し、議長および出席者の代表2名以上が署名押印の上これを保存する。

## 第6章 寄附行為の変更および解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事現在数および評議員現在数のおおの3分の2以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けなければ変更できない。

(解散)

第32条 この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数のおおの4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第33条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数および評議員現在数のおおの4分の3以上の議決を経、かつ、文部大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第7章 賛助員等

(賛助員等)

第34条 この法人の目的に賛同し、毎年2万円以上の金銭を寄附することを約した者を賛助員とし、一時に40万円以上の金銭を寄附した者を特別賛助員とする。

## 第8章 選考委員会

(選考委員会)

第35条 この法人には、第4条に掲げる助成の対象となるものを選考するために選考委員会を置く。

- 一 選考委員会は5名以上10名以内の委員をもって組織する
- 二 委員は、学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する

- 三 委員には、第 19 条、第 20 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「選考委員」と読み替えるものとする
- 2 前項に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第 9 章 補 則

(書類および帳簿の備付等)

第 36 条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一 寄附行為
- 二 役員、評議員、顧問、専門委員およびその他の職員の名簿および履歴書
- 三 財産目録
- 四 資産台帳および負債台帳
- 五 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- 六 理事会および評議員会の議事に関する書類
- 七 処務日誌
- 八 官公署往復書類
- 九 その他必要な書類および帳簿

2 前項の書類および帳簿は永久保存としなければならない。ただし、前項第五号の書類および帳簿は 10 年以上、同項第七号および第八号の書類および帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

(細 則)

第 37 条 この寄附行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。